

奨学生を募集します

【募集期間】

平成18年2月1日(水)～
3月24日(金)

登米市育英資金・ 浅野兄妹奨学資金

登米市育英資金および浅野兄妹奨学資金は、平成18年4月以降に下記の校種に入学する生徒で、経済的理由により修学が困難な人に奨学金をお貸しするものです。

【校種】 国内の高等学校、専門学校、高等専門学校、短期大学、大学(大学院除く)

【申込資格】 家計・学力・人物が、基準に合致していること

◆家計

世帯の1年間の総所得金額(申込の前年)が、別表に定める基準以下であること。

※総所得金額とは、所得税法(第23条から第35条)に規定する各所得の合計額をいう。ただし、所得控除中、雑損控除、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、寡夫控除が該当する場合は、これら控除額を合計額から控除した後の額とする。

(別表)

| 区分 | 基準額 | |
|------|-----|---------|
| 世帯人員 | 2人 | 2,670千円 |
| | 3人 | 3,080千円 |
| | 4人 | 3,350千円 |
| | 5人 | 3,610千円 |
| | 6人 | 3,790千円 |
| | 7人 | 3,960千円 |

※世帯人員が8人以上の場合は、1人につき170千円を加算する。

◆学力

成績が学年評点3.5以上で、かつ、最終学年における成績が上位50%以内に入っていること。

※スポーツ、芸術などで卓越している者または特に向学心旺盛で学

校長が推薦する場合は考慮する。

◆人物

市内に3年以上在住し、現に生計の基礎が市内にある人で、心身ともに健康な人。

【貸付月額】

| 区分 | 高校生 | 専門学校生、高等専門学校生、短大生、大学生 |
|---------|-------|-----------------------|
| 自宅通学者 | 1万円以内 | 4万円以内 |
| 自宅通学者以外 | 3万円以内 | 5万円以内 |

【貸付期間】

| | |
|---------------------|------|
| 高校生 専門学校生 大学生 | 4年以内 |
| 高等専門学校生 | 5年以内 |
| 短大生 | 2年以内 |

【貸付方法】 年2回以内、奨学生本人の預金口座(郵便局・漁協を除く)に振り込みます。

【償還方法】 年賦、半年賦、月賦

上杉奨学金

上杉奨学金は、市内に在住する高校3年生および社会人などで大学への進学を希望する人ならびに、現在大学に在学中で学資の支払いが困難な人に奨学金をお貸しするものです。

【校種】 大学

【採用者数】 年間3人以内

【優先順位】 貸し付けの順位

| | |
|-----|---------|
| 第1位 | 大学生(在学) |
| 第2位 | 社会人 |
| 第3位 | 高校生 |

【貸付年額】 50万円以内

【貸付期間】

| | |
|---------------|------|
| 医学部 獣医学部以外 | 4年以内 |
| 医学部 獣医学部 | 6年以内 |

【貸付方法】 年1回、奨学生本人の預金口座(郵便局・漁協を除く)に振り込みます。

【償還方法】 年賦、半年賦

◆共通事項

【保証人】 必要

【奨学資金の償還】

◇奨学資金は無利子ですが、貸付金ですので奨学生本人からの全額償還が原則です。

◇卒業、進学先、就職先を条件とした償還免除制度はありません。

◇償還期間は、10年以内。

【選考方法】 奨学生選考委員会で審査を行います。

※採用にならない場合があります。

【奨学生決定時期】

平成18年4月中旬

詳細は、教育総務課または各教育委員会事務局にお問い合わせください。

【問い合わせ】

教育委員会教育総務課

☎0220(34)2670

迫事務所(迫公民館内)

☎0220(22)2262

登米事務所(登米総合体育館内)

☎0220(52)2064

東和事務所(東和勤労青少年ホーム内)

☎0220(44)3609

中田事務所(中田農村環境改善センター内)

☎0220(34)2080

豊里事務所(豊里公民館内)

☎0225(76)2237

米山事務所(米山農村環境改善センター内)

☎0220(55)2426

石越事務所(石越公民館内)

☎0228(34)2036

南方事務所(南方公民館内)

☎0220(58)2167

津山事務所(津山林業総合センター内)

☎0225(68)2069

米づくり講演会

「市場が求める米と環境保全米に期待するもの」と題して講演会を開催します。

米需要をめぐる産地間競争が激化している今、米づくりに関心のある多くの方々の参加をお待ちしています。

【日時】 1月17日(火)

午後1時30分～4時

【場所】 登米公民館

【講師】 榊神明 藤尾部長

【問い合わせ】

産業経済部農林振興課

☎0220(34)2716

J Aみやぎ登米農協米穀課

☎0220(23)1601

国民年金だより

20歳になったら国民年金

20歳になると、いろいろな権利と義務が発生します。国民年金に加入することも大切な義務の一つです。

◆国民年金とは

国が長期的な視野のもと必要な改正を行いながら、運営している制度で、老後はもちろんのこと障害または死亡により万一のときに、生活を支えてくれる強い味方です。しかし、「国民年金はいずれ破たんして、年金がもらえなくなるのでは」と言った誤解や、制度の内容をきちんと知らないために、ないがしろにする人が増えています。

あなた自身のために、国民年金に対する正しい理解と協力をお願いします。※日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入を義務付けられています。

◆手続きは

20歳になった時点で、厚生年金保険や共済組合に加入していない人は、住民票がある市役所での加入手続きをしなければなりません。

厚生年金保険や共済組合に加入している人は、同時に国民年金に加入していることとなりますので、手続きは不要です。

※厚生年金保険や共済組合に加入している配偶者に20歳前から扶養されている人は、20歳になったとき、配偶者の勤務先の事業主を経由して社会保険事務所に届け出が必要になります。

◆手続きを怠ると

国民年金に加入しないで保険料を納めていないと、病気やケガなどで障害が残ったときに障害年金を受けられなくなります。また、将来あなたの老齢年金額が少なくなったり、全く受けられなくなったりする場合があります。

つまり、国民年金保険料を納めることは、現在の年金受給者を支えると同時に、あなた自身の年金権を確保していくことになります。

まだ手続きがお済でない人は、速やかに手続きしましょう。

【問い合わせ】 市民生活部市民課 ☎0220(58)2118

古川社会保険事務所 ☎0229(23)1200



道の駅「林林館」で 陶芸教室

◆ひな人形作成

【日時】 1月22日(日)・23日(月)
午前10時～正午

【参加費】 2,000円～2,500円程度

◆ごはんの器(茶碗と皿)作成

【日時】 2月26日(日)・27日(月)
午前10時～正午

【参加費】 2,000円

【場所】 林林館2階

【募集人員】 各回20人

【講師】 瑞樹窯 笠政彦氏

【問い合わせ】

林林館 ☎0220(45)1821

森の茶屋 ☎0220(45)1218

「登米市商人塾」塾生募集

商売の基本手法が学べます。

【日時】 1月23日(月)

2月1日(水)・6日(月)

午後1時～

【場所】 迫にぎわいセンター

【参加費】 無料

【対象者】 市内在住の事業者、農産物直売所、新規創業を計画している人など

【定員】 30人(先着順)

【申込方法】 電話にて申し込みください。

【問い合わせ】 登米中央商工会内
佐沼まちづくり榊

☎0220(22)3681